

# 一般財団法人 日本消化器病学会定款

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本消化器病学会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て従たる事務所として、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、消化器及びその疾患に関する基礎的及び臨床的研究の奨励を為し、もって消化器病学の向上発展をはかり、人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消化器疾患に関する研究発表及び討議のための学術集会の開催
  - (2) 機関誌の刊行
  - (3) 消化器疾患の診断、治療に関する医師補習教育講演会等の開催及び専門医育成のための講習の実施ならびに講演会等の開催
  - (4) 消化器疾患の研究者に対する研究助成
  - (5) 消化器疾患に対する一般の関心を高める目的の集会及び出版
  - (6) 消化器病の専門医の認定のための教育病院の指定と認定試験の実施
  - (7) 世界消化器病学会に対する国際協力
  - (8) その他前条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

第 6 条 基本財産は、執行評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び執行評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時執行評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 9 条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

#### 第4章 執行評議員

(執行評議員)

- 第 11 条 この法人に、執行評議員16名以上20名以内を置く。
- なお、この定款において規定する執行評議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において規定される評議員を指すものとする。
- また、執行評議員は、役員を兼ねることはできない。
- なお、法定の評議員（執行評議員）の権限は不可侵であり、支部評議員・学会評議員・財団評議員には、法定の評議員（執行評議員）の権限はないものとする。

(執行評議員の選任及び解任)

- 第 12 条 執行評議員の選任及び解任は、執行評議員選定委員会において行う。
- 2 執行評議員選定委員会は、執行評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成される。
  - 3 執行評議員選定委員会委員の選考方法は、理事会で定める。
  - 4 執行評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
    - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
    - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
    - (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
  - 5 執行評議員選定委員会に提出する執行評議員候補者は、理事会又は執行評議員会がそれぞれ推薦することができる。
  - 6 執行評議員選定委員会に執行評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を執行評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び執行評議員）との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 7 執行評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 8 執行評議員選定委員会は、前条で定める執行評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の執行評議員を選任することができる。
  - 9 前項の場合には、執行評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の執行評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の執行評議員の補欠の執行評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の執行評議員の氏名
    - (3) 同一の執行評議員（2以上の執行評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以

上の執行評議員)につき2名以上の補欠の執行評議員を選任するときは、当該補欠の執行評議員相互間の優先順位

- 10 第8項の補欠の執行評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 11 執行評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

(任期)

- 第13条 執行評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した執行評議員の補欠として選任された執行評議員の任期は、退任した執行評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 執行評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお執行評議員としての権利義務を有する。
  - 4 執行評議員の定年は、満67歳とする。
  - 5 執行評議員が定年により退任する時期は、定年に達した日の属する事業年度に関する定時執行評議員会の終結の時とする。

(執行評議員に対する報酬等)

- 第14条 執行評議員は無報酬とする。

## 第5章 執行評議員会

(構成)

- 第15条 執行評議員会は、すべての執行評議員をもって構成する。なお、この定款において規定する執行評議員会とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において規定される評議員会を指すものとする。
- なお、法定の評議員会(執行評議員会)の権限は不可侵であり、支部評議員会・学会評議員会・財団評議員会には、法定の評議員会(執行評議員会)の権限はないものとする。

(権限)

- 第16条 執行評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 執行評議員に対する報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他執行評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第17条 執行評議員会は、定時執行評議員会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 執行評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 執行評議員は、理事長に対し、執行評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、執行評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 19 条 執行評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する執行評議員を除く執行評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する執行評議員を除く執行評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 執行評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 20 条 執行評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した執行評議員のうち議長及び当該会議において選任された出席者代表2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- (3) 理事のうち1名を理事長とする。
- (4) 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- (5) 理事のうち業務執行理事を選任することができる。

(役員を選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、執行評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は理事会において選定する。
- 3 理事の構成は、理事相互に親族その他特別の関係にある者の数が役員現任数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は理事を兼ねることができない。また、監事にこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 理事長並びに業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行評議員

会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員の定年は、満67歳とする。
- 6 役員が定年により退任する時期は、定年に達した日の属する事業年度に関する定時執行評議員会の終結の時とする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、執行評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、執行評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(名誉会長及び学会長等)

- 第28条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び学会長並びに顧問を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長及び学会長並びに顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 3 名誉会長及び学会長並びに顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事長が指名した理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会 員

(会員)

- 第 34 条 この法人に会員を置くことができる。
- (1) 会員はこの法人の趣旨目的に賛同して毎年所定の金額を会費として納めるものとする。
  - (2) 会費、入会規程は別途定める。
  - (3) 会員を分けて次の4種とする。
    - ① 維持会員
    - ② 賛助会員
    - ③ 特別賛助会員
    - ④ 名誉会員・功労会員
- 第 35 条 会員は機関誌の配布を受ける外、集談会その他の会合に招集を受け、又は所定の手続きによりこの法人所属の施設その他研究資料等を利用することができる。
- 第 36 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 脱退
  - (2) 死亡、失踪宣告又はこの法人の解散
  - (3) 除名
- 第 37 条 会員で脱退しようとするものは、理由を付して脱退届を提出しなければならない。
- 第 38 条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会議決を経て理事長がこれを除名することができる。
- (1) 会費を滞納したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。
- 第 39 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第9章 職 員

(職員の任免)

- 第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。
- (1) 事務局長及び事務局次長は理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
  - (2) 職員は、有給とする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 41 条 この定款は執行評議員会において、変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

- 第 42 条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、執行評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に

掲載する方法による。

#### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事たる理事長は 菅野健太郎とする。
4. この法人の移行の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

上村 直実 (理事)

岡崎 和一 (理事)

恩地 森一 (理事)

金子 周一 (理事)

川崎 誠治 (理事)

木下 芳一 (理事)

具 英成 (理事)

小池 和彦 (理事)

下瀬川 徹 (理事)

菅野健太郎 (理事)

杉山 政則 (理事)

滝川 一 (理事)

立元 敬子 (理事)

坪内 博仁 (理事)

中尾 昭公 (理事)

藤井 秀樹 (理事)

藤岡 利生 (理事)

三浦総一郎 (理事)

渡辺 純夫 (理事)

渡辺 守 (理事)

青柳 豊 (監事)

篠村 恭久 (監事)

田中 雅夫 (監事)

平石 秀幸 (監事)

5. この法人の最初の執行評議員は、次に掲げる者とする。

泉 並木

小原 勝敏

川 茂幸

高後 裕

杉山 敏郎

銭谷 幹男

高橋 信一

春間 賢

藤田 直孝  
藤本 一眞  
松井 敏幸  
宮坂 京子  
村脇 義和  
森脇 久隆  
屋嘉比康治  
横須賀 収  
芳野 純治